

本庄市環境審議会の役割について

【審議会の設置について】

地方自治法（抜粋）

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○本庄市環境基本条例（抜粋）

第 5 章 環境審議会 (環境審議会)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査審議するため、本庄市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

同条第 2 項

【審議会の審議事項について】

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する事項
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 4 項の規定に基づく本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定及び変更に関する事項
- (4) 本庄市環境保全条例(平成 18 年本庄市条例第 144 号)

第 5 条第 7 項、第 14 条第 4 項、**第 15 条第 3 項、**

第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項

に関する事項

今回の議題(1)が該当となります。

第 4 号の審議事項のうち、今回は廃棄物等処理事業に係る手続きが該当となります。

<関係法令等資料>

地方自治法（抜粋）

昭和二十二年法律第六十七号

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○本庄市環境基本条例（抜粋）

平成 18 年 1 月 10 日条例第 143 号

第 5 章 環境審議会

（環境審議会）

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査審議するため、本庄市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

（1）環境の保全及び創造に関する事項

（2）環境基本計画の策定及び変更に関する事項

（3）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 4 項の規定に基づく本庄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び変更に関する事項

（4）本庄市環境保全条例（平成 18 年本庄市条例第 144 号）第 5 条第 7 項、第 14 条第 4 項、第 15 条第 3 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項に関する事項

（審議会の組織）

第 24 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）公募による市民

（2）事業者

（3）識見を有する者

（委員の任期）

第 25 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 26 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 27 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係人の出席及び参考意見の聴取）

第 28 条 審議会は、必要があると認めたときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第 29 条 審議会の庶務は、経済環境部において処理する。

2 第 23 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○本庄市環境保全条例（抜粋）

平成 18 年 1 月 10 日条例第 144 号

第 3 章 廃棄物等処理事業

（定義）

第 9 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物等処理事業 廃棄物等の処理を目的とする事業のうち、次に掲げるものをいう。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項、第 9 条、第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の 6 第 1 項に規定する許可を要する事業

イ 食品、食品廃棄物等(食品が食用に供された後に、若しくは食用に供されずに廃棄されたもの又は食品の製造、加工若しくは調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいう。)又はふん尿を利用して堆肥又は飼料を製造し、又は加工する施設(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)に規定する家畜排せつ物の処理の用に供する施設その他法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を要しない施設を除く。)を有する事業

ウ その他市長が必要と認める事業

(2) 廃棄物等処理事業者 市内において廃棄物等処理事業を実施しようとする者をいう。

(3) 関係地域 廃棄物等処理事業の実施により良好な環境が害されるおそれがある地域として、第 13 条第 1 項の規定により市長が定める地域をいう。

(4) 関係住民 関係地域に住所を有する者その他規則で定める関係地域において生活環境上の影響を受ける者をいう。

(5) 地域説明会 廃棄物等処理事業者が関係住民に対して行う当該廃棄物等処理事業に係る説明会をいう。

（廃棄物等処理事業者の責務）

第 10 条 廃棄物等処理事業者は、その事業活動によって生活環境を害することのないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、市その他の行政機関が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（手続の時期）

第 11 条 廃棄物等処理事業者は、次条、第 14 条第 1 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 18 条第 1 項に規定する手続を、当該廃棄物等処理事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為の前までに行うものとする。

（届出書の提出）

第 12 条 廃棄物等処理事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 廃棄物等処理事業の目的及び内容

(3) 廃棄物等処理事業を実施しようとする場所

(4) 廃棄物等処理事業が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（関係地域の決定）

第 13 条 市長は、前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を廃棄物等処理事業者に通知するものとする。

（地域説明会）

第 14 条 廃棄物等処理事業者は、第 12 条の届出書を提出した後、規則で定めるところにより、地域説明会を開催するとともに、関係住民の意見を聴かなければならない。

2 市長は、廃棄物等処理事業者に対し、地域説明会に関係住民以外の者の出席を求めることができる。

3 関係住民は、地域説明会の再実施の請求を市長に求めることができる。

4 市長は、前項の規定により関係住民から地域説明会の再実施を求められた場合は、その適否について審議会の意見を聴いた上で、廃棄物等処理事業者に対し、地域説明会の再実施を求めることができる。

5 廃棄物等処理事業者は、地域説明会の開催状況及び聴取した関係住民の意見を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の報告書が提出されたときは、規則で定めるところにより、当該報告書を縦覧に供しなければならない。

(意見書の送付)

第 15 条 関係住民は、前条の規定による地域説明会の後、規則で定めるところにより、当該廃棄物等処理事業に係る意見書を市長に提出することができる。

2 市長は、前条の規定による地域説明会の後、規則で定めるところにより、廃棄物等処理事業者に対し、同条第 5 項に規定する報告書及び前項に規定する意見書を踏まえ、周辺環境の保全のために必要な事項を記載した意見書を送付するものとする。

3 市長は、前項の意見書を送付しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施計画書の提出)

第 16 条 廃棄物等処理事業者は、前条第 2 項の規定による意見書の送付を受けたときは、当該意見書に配慮した上で、次に掲げる事項を記載した廃棄物等処理事業に関する実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 第 12 条に規定する事項

(2) 前条第 2 項の意見書に対する検討結果に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手続等の特例)

第 17 条 廃棄物等処理事業のうち、事業の内容及び施設の構造に変更を伴わないもののその他の生活環境上の影響が軽微であると市長が認めるものについては、審議会の意見を聴いた上で、第 13 条から前条までの規定による手続は、これを行うことを要しない。

2 前項に規定する場合において、市長は、第 14 条及び前条の規定による手続を要しない旨を廃棄物等処理事業者に通知するものとする。

(協定の締結)

第 18 条 市長及び廃棄物等処理事業者は、当該廃棄物等処理事業者による廃棄物等処理事業が実施される前に、第 16 条各号に掲げる事項その他当該廃棄物等処理事業に関し必要な事項に係る協定(以下「廃棄物等処理事業協定」という。)を締結するものとする。

2 市長は、前条第 1 項に規定する場合を除き、廃棄物等処理事業協定を締結しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 廃棄物等処理事業者は、廃棄物等処理事業協定を遵守しなければならない。

(許可等を行う権限を有する者への要請)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる関係書類に意見を付して、廃棄物等処理事業に係る法令に基づく許可、認可その他これらに類する行為を行う権限を有する者に送付し、当該行為を行うに際し、十分配慮するよう要請するものとする。

(1) 第 12 条の届出書

(2) 第 14 条第 5 項の報告書

(3) 第 15 条第 2 項の意見書

(4) 第 16 条の実施計画書

(手続等の再実施)

第 20 条 廃棄物等処理事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この章の規定による届出その他必要な手続等を再度行わなければならない。

(1) 第 16 条の実施計画書を提出した日から 3 年を経過しても廃棄物等処理事業に

着手しないとき。

(2) 第 16 条の実施計画書の内容について著しい変更が生じたと市長が認めるとき。
(指導)

第 21 条 市長は、廃棄物等処理事業者がこの章の規定による届出その他必要な手続等を正当な理由なく行わないときは、当該廃棄物等処理事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

(勧告)

第 22 条 市長は、廃棄物等処理事業者が前条の指導に従わないときは、当該廃棄物等処理事業者に対し、期限を定め、この章の規定による届出その他必要な手続等を行うよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 23 条 市長は、廃棄物等処理事業者が前条の勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(実施状況の報告)

第 24 条 市長は、必要な限度において、廃棄物等処理事業者に対し、廃棄物等処理事業の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第 25 条 この章の規定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 88 条第 1 項に規定する災害復旧事業その他災害復旧のため緊急に実施する必要があると市長が認める事業については、適用しない。

○本庄市環境審議会規則

平成 30 年 3 月 30 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 本庄市環境基本条例(平成 18 年本庄市条例第 143 号)第 23 条の規定に基づき、本庄市環境審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第 2 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第 3 条 審議会は、会議が開催される日の 7 日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第 4 条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第 5 条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(資料等の提出)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは関係者に資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、経済環境部環境推進課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）
平成 18 年 1 月 10 日条例第 44 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの(消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（報酬額）

第 2 条 報酬の額は、別表のとおりとする。

（報酬の支給）

第 3 条 報酬は、日額のものについてはその職務を行うため出席した都度これを支給し、月額のものについてはこれを 3 月、6 月、9 月、12 月の 4 期においてそれぞれその月分までを支給し、年額のものについては 3 月に支給する。

2 年の中途において、その職を離れたとき、又は市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長の定めた時に支給することができる。

（報酬の計算）

第 4 条 報酬額のうち、月額をもって定めるものが月の初日からその職に就いたとき、又は月の末日にその職を離れたとき以外のときの報酬額は、その月の現日数を基礎として日割をもって計算する。

2 報酬額のうち年額をもって定めるものが月の初日からその職に就いたとき、又は月の末日にその職を離れたときは、当該報酬額を 12 で除して得た額を月額とみなす。また、月の初日及び末日以外の人にその職に就いたとき、又は離れたときは、前項の例により計算する。

（費用弁償）

第 5 条 特別職の職員が公務のため市外に旅行したときは、本庄市一般職職員の旅費に関する条例(平成 18 年本庄市条例第 54 号)の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額を、一般職職員の旅費支給の例により支給する。

2 前項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費用は、その相当額を弁償することができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第 2 条関係)

報酬

職名	区分	報酬額
環境審議会委員	日額	6, 2 0 0 円

※環境審議会委員のみ抜粋